

1 事業名

所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

2 事業の概要

令和 6 年 3 月から運用開始予定である生活保護における医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴い、生活保護の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施並びに被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務に個人番号を利用するため、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

生活保護における医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴うものであり、他の自治体においても、同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、生活保護法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第21号 所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2~12 略	

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 略		
2 市長	子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3~10 略		

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 削除	
2~12 略	

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 略		
2 市長	子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3~10 略		